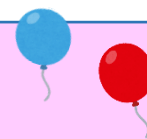


夫婦共同扶養（お子さんが生まれたときの収入判断基準）

育児休業中も「今後一年間の収入見込」により審査します。

【お子さんが生まれたとき】



夫婦ともに被保険者の場合は「ご夫婦の今後一年間の収入見込」により審査します。生まれたお子さんは、収入の上回る方の扶養とします。

※勤務時（出産前）の収入ではなく、今後一年間の収入見込により判断します。

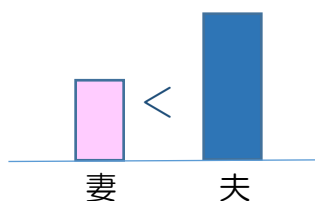
※「育休中の被保険者が既に扶養に入れている子」は育休中も扶養異動しません。

◆収入とは◆

課税・非課税に関わらず、給与、公的年金、育児休業給付金、失業給付、傷病手当金、出産手当金、営業収入、不動産収入、利子配当収入その他継続性のある収入すべて

【妻が育児休業を取得し、育児休業給付金を受ける場合】

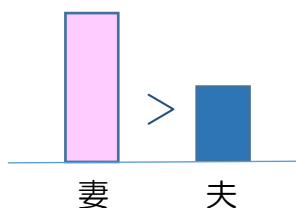
ケース1 妻の収入（育児休業給付金等）＜ 夫の収入



夫の収入が妻の収入を上回るので、**夫の扶養**となります。



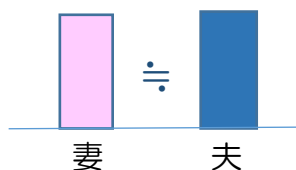
ケース2 妻の収入（育児休業給付金等）＞ 夫の収入



妻の収入が夫の収入を上回るので、育児休業中でも**妻の扶養**となります。



ケース3 妻の収入（育児休業給付金等）≒ 夫の収入



妻の収入と夫の収入が同程度の場合は、届出により**主に生計維持する方の扶養**となります。



※夫婦双方または一方が共済組合の組合員で扶養手当等の支給がある場合、生まれたお子さんはその共済組合員の扶養とすることができます。